

見守り 新鮮情報

見守りと気づきの ポイント

<居室・居宅の様子>

- 不審な契約書や請求書、宅配業者からの不在通知などはないか
- 不審な健康食品、魚介類などはないか
- 新品の布団など、同じような商品が大量にないか
- 屋根や外壁などに不審な工事の形跡がみられないか
- 複数社から配達された新聞や景品類はないか
- 居室が不自然に散らかっていないか
- 不審な業者が出入りしている形跡はないか

<本人の言動や態度など>

- 不審な電話やメールのやり取りなどはないか
- お金に困っている様子はないか
- 預金通帳などに不審な出金の記録はないか
- 何を買ったか覚えていないなど、判断能力に不安はないか
- 元気がないなど困った様子はないか

「見守り」と「気づき」で 高齢者の被害を防ごう

ひとこと
助言



見守るくん

- 困ったとき、心配なときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。家族や地域包括支援センターの職員など周囲の方からでも相談できます。
- 「知らない電話には出ない」「その場で契約せず家族や周囲に相談する」など対応策も伝えましょう。地域の見守り活動や留守番電話機能なども活用しましょう。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第521号（2025年9月18日）発行：独立行政法人国民生活センター

長崎市消費者センター（長崎市築町3番18号メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234** または 消費者ホットライン **188**

時間 **10時～17時（土日祝も可 月曜定休）**